

広島市規則第31号

令和8年3月27日

広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市安芸市民病院事業財務会計規則（平成26年広島市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第39条第2号を次のように改める。

(2) 旅費及びこれに相当する費用弁償

第155条中「の管理」を「及び広島市医師会運営・安芸市民病院介護医療院の管理」に改める。

別表第4の13の項中「請求書、」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第155条の改正規定は、同年11月1日から施行する。